

平成 22 年度税制改正に関する基本的考え方

平成 21 年 12 月 11 日

自由民主党

現在、わが国が何よりも優先して取り組むべき課題は、先行きの見えない不透明感・停滞感を打破し、経済の活性化のために施策を選択・集中することである。同時に、社会保障制度や財政の持続可能性への懸念が、国民の将来に対する大きな不安の要因となっていることにも目を背けてはならない。

特に高齢化が急速に進展しつつあるわが国にとって、社会保障制度の信頼を確保し、社会の安定を保つために必要な財源は、一時的なものではなく恒久財源として確保しつつ、財政健全化を進めていくことが政治の責務である。

税制改正は、中長期的な視野に立って行うべきであり、目先の参議院選挙を前に、マニフェストに掲げた歳出項目の実現にとらわれ、財源探しに終始するようなことがあってはならない。

また、税制改正は、現下の厳しいわが国の経済情勢にどのように対応していくのか、どのように経済成長を目指していくのか、明確な戦略の下に進められるべきである。

三党連立政権は、政権担当期間中は消費税率の税率引き上げは行わないこととしているが、税制上の課題に応えるための税制抜本改革の道筋を示しておらず、財政健全化の道筋も示していない。国債や財政に対する市場の信認が失墜すれば、わが国経済や国民生活が大きな打撃を受けることは明らかである。

わが党は、目指すべき「国のかたち」を念頭に、将来世代への責任ある財政運営を行う立場から、税制抜本改革の基本方針を以下に述べる。

なお、政府税制調査会の大綱が出された際には、別途わが党の見解を申し述べることにしたい。

第一 税制抜本改革の基本方針

1. 税制改革の役割

わが国は、急速に進む少子高齢化、グローバル化の進展という構造変化に直面する中、債務残高対 GDP 比が約 170%という危機的な財政状況となっており、将来世代に負担を先送りする構造となっている。

安心で活力ある経済社会を目指していくため、子育て支援等の少子化対策を通じ人口減少に歯止めを掛けつつ、成長力の強化により労働生産性を向上させるとともに、さまざまな格差に対してもセーフティネットの構築により、その拡大を防がなければならない。同時に、地球環境を守る観点から、国民の生活や経済活動の低炭素化を促進する必要がある。

こうした諸課題に的確に応える財政構造を構築するためには、まずは近年最大の歳出増加要因となっている社会保障給付費の増大について、給付と負担のバランスを確保することが急務である。すなわち、社会保障制度について、その機能強化と効率化を図る一方、給付に見合った安定的な財源を確保し、負担の先送りを断ち切らなければならない。

税制改革は、中期的に目指すべき骨太な税制の姿を明らかにしつつ、整合的かつ計画的に対応していく必要がある。税制改革は、財政構造改革の中核的課題である。中期的な財政再建の道筋を示さず、安定財源を確保しないまま給付を拡大することは、国民生活の安定と経済活動の予見可能性を損ない、将来世代への責任を放棄するものである。

2. 中期的な税制の課題及び留意事項

以上のような考え方に立って、わが党は、消費税を含む税制抜本改革について、平成 21 年度税制改正法の附則や「中期プログラム」による道筋に沿って、以下の基本的方向性により検討を加え、2011 年度までに多年度にわたる抜本的税制改革法案の具体的内容を明らかにする。なお、その際、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、税制抜本改革の施行期日については、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を図る。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率を引き下げる。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を引き上げる。具体的には、当面、基礎年金の国庫負担割合の 1/2 への引上げに要する費用をはじめ、基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を安定的に賄い、少子化対策や年金・医療・介護の綻びに対応することができる水準を確保することにより、強固で持続可能な社会保障制度を構築する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討する。
- (4) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展へ

の対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を図る。

(5) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、その負担を軽減する方向で検討する。

(6) 地方税制については、地方分権を推進するとともに、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとするため、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人2税のあり方を見直すこととし、もって、国と地方を通じた社会保障制度の安定的な財源の確保を目指す。

(7) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

3. 財政健全化目標

将来世代に負担を先送りせず、責任ある財政運営をするためには、財政健全化目標を定め、目標の達成状況を国民の前に明らかにすることが必要である。また、国債や財政に対する市場の信認が失墜すれば、わが国経済、国民生活が破綻のシナリオをたどることは不可避であり、政府に対し、その早急な作成を求める。

わが党としては、財政の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対 GDP 比を位置づけ、これを 2010 年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、2020 年代初めには安定的に引き下げることを目標とする。

また、当面の経済財政運営に当たっては、まずは景気を回復させ、5 年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字の対 GDP 比を少なくとも半減させることを目指す。

第二 政策税制、租税特別措置についての基本的考え方

政策税制、租税特別措置は、経済・社会情勢に対処する政策目的に応じて設けられている。企業や個人を支援し、経済活性化を図るための経済政策、社会の安定を確保し、真に手を差し延べるべき者を助けるなどの社会政策の一環として、様々な政策誘導を行っている。

例えば

- ・技術立国の生命線たる技術革新のための研究開発税制
 - ・地域経済の活性化や雇用の確保のための中小企業を支援する各種税制
 - ・持ち家取得を促進する住宅ローン減税等
 - ・資源・エネルギーを安定確保するための資源開発推進税制
 - ・環境対策と経済の両立という観点からの省エネ・新エネ税制
- などがあげられる。

政策を遂行する手段としては、補助金など歳出によるものと、税制で行うものがある。

一般的に、補助金（歳出）は機動的・弾力的に対応できるため、よりターゲットを絞った集中的な支援が可能半面、国の意思として、支出先に対して直接的に恩典を与えるものであり、補助金に大きく依存すれば、国家社会主義的な政策となってしまうことがある。

これに対し、税制面での支援は、薄く広く恩恵を及ぼすことが可能であることに加え、国が用意した恩典を活用するかどうかは、あくまで納税者の自主的選択によるものであり、誘導的な政策手段として、より自由主義的な面がある。ただし、立法を必要とすることから、実施までのスピード感の問題と、画一的な適用に陥りやすいといった弱点がある。

政策税制、租税特別措置について、一律的に「性悪説」をとることは適当ではない。

過剰な国家介入によって、経済の自律的な回復機能や個人の自助努力を阻害するような施策は、わが党の理念・政策体系には相容れないものであり、税制のメリット・デメリットを踏まえつつ、総合的な政治判断により、適宜適切な措置を講じていくことが重要である。

なお、改正にあたっては、以下について考慮すべきである。

- ・政策目的を実現する上で役割を終えていないか、長期にわたり既得権益化していないか
- ・利用実態が低調になっていたり、一部の者に偏っていないか
- ・政策目的に対してのコスト（財源）に見合った効果が確認できるか
- ・政策体系として、他の政策税制、税体系全体との整合性が取れているか、歳出（補助金等）や、規制との棲み分けができているか

また、長期に存続するもののなかで、政策目的を吟味した上で必要と認めら

れる場合は（例えば、ナフサ、異常危険準備金など）、恒久措置とすることも検討する。

第三 当面の重要課題について

税制改正は中期的に目指すべき骨太な税制を明らかにしつつ、整合的、計画的に対応すべきであり、重要な課題について、わが党は消費税を含む抜本的税制改革の中で検討し結論を得るべきとしている。

揮発油税等の暫定税率や環境税、所得課税の各種控除、たばこ税についてもこの抜本改革の中で議論すべきであり、財源あさりのつまみ食いであってはならない。

また、国・地方の財源・税源配分について、大幅な減収が必至の状況のもと、現行制度の枠組みの中で、すなわちマイナス・サムで見直すことは不可能であり抜本改革とワンパッケージで行うべきである。

1. 暫定税率の廃止と環境税

揮発油税等の暫定税率分については、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえ、抜本改革まで現行の税率水準を原則維持する。

自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、その負担を軽減する方向で検討する。

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

2. 控除の見直し

所得税・住民税の所得課税は、その構造次第では、個人の価値観やライフスタイル、家族構成等を左右するため、制度設計にあたっては、極めて高度な政策的判断や、確固たる社会像が求められている。決して、つじつま合わせの数字ありきの財源確保のために、いたずらに制度改正を行うものであってはならない。ましてや子ども手当の財源確保のための所得控除廃止は新たな不公正を発生させることになり言語道断である。

3. たばこ税

近年、国際的な環境の変化や国民の健康増進の観点から、たばこ消費を積極的に抑制すべきとの指摘も出てくるなど、たばこをめぐる様々な問題が提起されている。また一方で、たばこは国・地方を通じて貴重な財源となっている財政物資というたばこ税の基本的性格に係わるものでもある。たばこ税については、たばこと健康に関するあらゆる総合的な検討、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響も勘案した十分な検討が必要であり、中途半端な議論のままで引き上げを行うことは適当ではない。